

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
3 定 住 促 進	地域における新たな就労の場や高齢者・女性が生産活動を行う場等の整備、及び農林漁業に従事する若者を対象とした賃貸住宅を整備し、若者の都市への流出を抑えるとともに、UIJ ターンを促し、定住促進を図る。	補助	<p>【施設整備】            &lt;地区支援型&gt;            1,000～50,000千円            (5/10以内)            うち機械 1/3 以内)</p> <p>【基盤整備】            &lt;地区支援型&gt;            1,000～50,000千円            (4.5/10以内)</p>	<p>ア 就業促進施設整備            新規就労のために必要な施設等の整備</p> <p>イ 定住環境整備            高齢者・女性が生産活動を行うために必要な施設（連絡道路を含む）や定住環境等の整備</p> <p>ウ 若者定住住宅整備            農林漁業に従事する若者を対象とした賃貸住宅の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・農地所有適格法人</li> <li>・農林漁業者等の組織する団体</li> <li>・農業協同組合</li> <li>・森林組合</li> <li>・漁業協同組合</li> <li>・第3セクター</li> </ul>

採 択 基 準
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工業団地造成は、他の事業で採択されない小規模のものに限って対象とする。</li> <li>2 集落道は、県単農業農村整備事業の採択基準に満たないものを対象とする。</li> <li>3 集落内排水路は、他の環境基盤整備等の事業実施計画を有する地区は対象としない。</li> <li>4 集落道及び集落内排水路の整備に係る補償費は対象としない。</li> <li>5 多目的集落施設は受益戸数 20 戸未満を対象とし 6,000 千円を補助金額の上限とする。</li> <li>6 集団移転用地整備は、3 戸以上の移転用地を市町村が整備するものに限り、補助の対象は造成工事費に限る。</li> <li>7 施設のバリアフリー化は、既存公共施設等における利用者の高齢化等に対応したバリアフリー化であって、「福祉のまちづくり条例」の整備基準を満たす改修・整備を対象とする。</li> <li>8 高齢者・女性活動施設は、特産品、民芸品づくりや、伝統文化・芸能、郷土料理等の保存・継承など、高齢者や女性の能力を発揮するための施設とする。</li> <li>9 「ウ 若者定住住宅整備」の事業主体は市町村のみとし、補助率は 1/6 以内とする。</li> <li>10 「ウ 若者定住住宅整備」の対象は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年 5 月 21 日付法律第 52 号）」の第 18 条による住宅（特定公共賃貸住宅）のうち、農林漁業に従事する若者の優先入居が確保されるものに限る。</li> </ol>